

令和8年度 第1回

町有財産売払入札案内書



大字呉竹 206 番 7 他 260.51 m²
最低売却価格 10,000円

入札に参加を希望される方は、この案内書及び関係書類をよくお読みになり、内容を十分にご理解いただいたうえで入札にご参加ください。

甲良町 総務課

目次

1. はじめに.....	- 1 -
【令和8年度第1回 売払い物件】	- 2 -
2. 一般競争入札による町有財産売却の流れ（概要）	- 3 -
3. 入札参加の申込み.....	- 5 -
1 入札実施案内書及び申込用紙等の配布.....	- 5 -
2 申込資格.....	- 5 -
【申込みができない方】	- 5 -
3 申込方法.....	- 7 -
4 提出書類.....	- 7 -
4. 現地見学会.....	- 9 -
1 現地見学会.....	- 9 -
2 現地見学会への参加方法.....	- 9 -
3 注意事項.....	- 9 -
5. 質問及び回答.....	- 10 -
1 質問方法.....	- 10 -
2 質問に対する回答その他.....	- 10 -
6. 入札参加資格の審査.....	- 10 -
7. 入札の実施.....	- 11 -
【入札日時】	- 11 -
【入札会場】	- 11 -
1 受付.....	- 11 -
2 当日持参していただくもの.....	- 11 -
3 入札に当たっての注意事項.....	- 12 -
4 開札・落札者の決定.....	- 13 -
5 再度の入札.....	- 13 -
6 入札結果の公開.....	- 13 -
7 入札の中止.....	- 13 -
8. 契約の締結.....	- 14 -
1 契約の締結.....	- 14 -
2 契約上の条件.....	- 14 -
9. 売買代金の支払い.....	- 16 -
1 契約保証金.....	- 16 -
2 売買代金の支払.....	- 16 -
10. 所有権移転.....	- 16 -
11. 契約にあたっての費用等.....	- 17 -
12. 個人情報の使用.....	- 17 -
13. その他の注意事項.....	- 18 -
14. 物件調書.....	- 19 -

1 特記事項.....	- 19 -
2 物件番号 1 旧 改良住宅 横田団地 9号及び10号.....	- 21 -
15. 各種様式.....	- 27 -
様式第1号 入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書.....	- 29 -
様式第1号 入札参加申込書 記載例.....	- 31 -
様式第2号 誓約書.....	- 33 -
様式第3号 役員一覧.....	- 35 -
様式第4号 入札参加辞退届.....	- 36 -
様式第5号 現地見学会参加申込書.....	- 37 -
様式第5号 現地見学会参加申込書 記載例.....	- 38 -
様式第6号 質問書.....	- 39 -
様式第7号 入札参加資格審査結果通知書.....	- 40 -
様式第8号 委任状.....	- 41 -
様式第8号 委任状 記載例.....	- 42 -
様式第9号 入札書.....	- 43 -
様式第9号 (記載例：申込者本人入札の場合).....	- 44 -
様式第9号 (記載例：代理人入札の場合).....	- 45 -
16. 町有財産売買契約書(案).....	- 46 -
17. 誓約書(案).....	- 54 -
18. 令和7年度一般競争入札公告.....	- 55 -

※本案内書や各様式は町ホームページ(下に記載のアドレス又はQRコード)からも取得できます。

<https://www.kouratown.jp/cyonososhiki/somuka/zaisankanrigakari/zaisanuriharai/2890.html>



1. はじめに

甲良町（以下「町」という。ただし、所在地等を表す場合を除く。）では、未利用財産の売却を推進するため、以下の町有財産の売払いに係る一般競争入札を実施します。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。入札への参加を希望される方は、この「案内書」と入札公告（本案内書 55 ページ以降に掲載）をよくお読みになり、内容を承知のうえでお申し込みください。

- (1) この本件町有財産を現況有姿のまま売却する一般競争入札です。なお、一般競争入札による町有財産の売払いは、複数の申込者が価格を競い合い、町があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。
- (2) 入札参加にあたっては、後述の現地見学会に参加されるか、必ず入札参加前に現地を確認し、事前に現地及び近隣の状況を必ず確認してください。
- (3) 売買物件（以下「物件」という。）は次ページのとおりですが、各物件の状況については、本案内書 19 ページ以降に掲載する「14. 物件調書」を必ずご覧ください。
- (4) 物件調書その他案内書及び附属資料の記載事項が現況と異なる場合は、現況を優先するものとします。
- (5) 予告なく入札を中止することがあります。

【令和8年度第1回 売払い物件】

物件 番号	不動産の 種類	物件所在地	公簿面積／ 建物面積 (㎡)	登記地目／ 建物種別	予定価格(円) (最低売却価格)	
1	旧 改良住宅 横田団地 9号及び10号					10,000
	土地	大字呉竹 206 番 7	129.53	宅地		
		大字呉竹 206 番 8	130.98	宅地		
		合 計	260.51	—		
	建物	大字呉竹 206 番地 7	67.54	鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建		
		大字呉竹 206 番地 8	67.54	鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建		
		合 計	135.08	—		

※予定価格のうち、土地と建物の按分率は土地100%、建物0%

- ① 上に記載の物件所在地は、いずれの物件も、滋賀県犬上郡甲良町内となります。
- ② いずれの物件も、土地上に建物が残存しています。建物（未登記家屋含む）、樹木、管理用柵、残置物その他の建物内外の従属物を含んだ現状有姿のままの売却となります。
- ③ 「公簿面積／建物面積」欄は、登記簿上の面積となります。
- ④ 各物件の詳細については、本案内書 19 ページ以降に掲載する「14. 物件調書」をご覧ください。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- ⑤ 契約の条件等については、本案内書 14 ページ以降に掲載するの「8. 契約の締結」をご覧ください。

2. 一般競争入札による町有財産売却の流れ（概要）

(1) 入札参加の申込み

受付期間 令和8年5月15日（金）から令和8年6月5日（金）まで

受付方法 次のいずれかの方法により受付

①甲良町総務課（甲良町役場2階）へ持参

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

②書留郵便・簡易書留郵便・レターパックプラスによる郵送

（ただし、締切日午後5時必着、以後受付不可）

必要書類 別添「入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書（様式第1号）」及び添付書類 ※詳細は、5ページ「3. 入札参加の申込み」をご確認ください。



(2) 現地見学会

実施日 令和8年5月20日（水）から令和8年6月3日（水）まで

場所 物件所在地 ※詳細は、9ページ「4. 現地見学会」をご確認ください。

※事前申し込みが必要となります。



(3) 質疑応答

受付期間 令和8年5月15日（金）から令和8年6月1日（月）まで

回答期日 令和8年6月3日（水）午後1時

回答方法 町ホームページで回答公表

※詳細は、10ページ「5. 質問及び回答」を参照してください。



(4) 入札参加資格審査

受付けた参加申込書等により、入札に参加できる資格があるか審査します。

その結果については、「入札参加資格審査結果通知書」により、町から通知します。



(5) 入札（会場：甲良町役場 2階 会議室）

令和8年6月22日（月） 午前10時から

※申込者（法人又は共有名義の場合は代表者）又はその代理人のみ入室できます。

※詳細は、11ページ「7. 入札の実施」を参照してください。



(6) 契約の締結

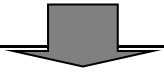
本件の落札決定の日（入札日）の翌日から起算して10日以内に、売買契約を締結していただきます。

契約締結時に契約保証金として、売買価格の10/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を納付していただきます。

また、町有財産売買契約書のうち、町保管用の1部に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

また、入札参加資格の最終確認のため、身分証明書等の提出が必要となります。

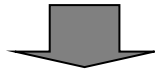
※詳細は、14 ページ「8. 契約の締結」を参照してください。



(7) 売買代金の支払い

契約締結後、町が発行する納入通知書により、契約締結日から30日以内に全額をお支払いしていただきます。なお、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとします。

※詳細は、16 ページ「9. 売買代金の支払い」を参照してください。



(8) 所有権移転

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。また、合わせて特約の登記も行います。

登記の手続きは、町が行います。ただし、登録免許税等、所有権の移転に要する費用は、落札者の負担となります。

3. 入札参加の申込み

1 入札実施案内書及び申込用紙等の配布

(1) 配布期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月5日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(2) 配布場所

甲良町役場 2階 総務課執務室	甲良町大字在士353番地1
呉竹地域総合センター	甲良町大字呉竹168番地
長寺地域総合センター	甲良町大字長寺507番地

・入札実施案内等が欲しい旨職員へお申し出ください。

・入札実施案内書等は、町のホームページ(目次記載のQRコード)からも、ダウンロードできます。

2 申込資格

(1) 入札には、個人、法人を問わず、下記に記載する「**申込みができない方**」に該当する方を除き、どなたでも申込みしていただけます。

(2) 申込みをされ、参加資格を認められた方が、入札参加者(落札された場合はその物件の購入者)となります。このため、契約及び不動産登記は、入札参加者の名義で行うこととなります。

(3) 2名以上の共有名義で参加することもできます。

(4) 申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合には参加資格は認められません。

【申込みができない方】

次の①から⑦のいずれかに該当する方は、**申込みできません**。共有者のうち1名でも該当する方がある場合も同様です。申し込みがあった場合、参加資格は認められません。

【甲良町普通財産売払要綱第6条】

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

【地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項第1号

及び第2号該当者】

② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者

【地方自治法施行令第167条の4第2項各号該当者】

(ア) 町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が町と契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により町が実施する監督又は検査に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく町との契約を履行しなかった者
 - (カ) 前記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)(以下これらを「暴力団等」という。)又は次のいずれかに該当する者(法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。)
- 【地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項第3号該当者】
- (ア) 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - (イ) 入札に付する町有財産を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - (ウ) 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (注) 役員等とは、「法人の役員及びその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいいます。
- (エ) 暴力団員と生計を同一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - (オ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - (カ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (キ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (ク) 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (ケ) 暴力団等又は前記(ア)から(ク)までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 前記②又は③に該当する者の依頼を受けて、入札に参加しようとする者
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等に該当する者
 - ⑥ 住所地又は所在地の都道府県税を滞納している者
 - ⑦ 住所地又は所在地の市区町村税を滞納している者
 - ⑧ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する町の職員

3 申込方法

受付期間、提出方法等は、次のとおりです。

提出された書類は、返却いたしません。

(1) 受付期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月5日(金) **※必着**

(注) 窓口での受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除いた午前9時から午後5時までとなります。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合、書留郵便・簡易書留郵便・レターパックプラスによる郵送に限るものとし、それ以外のものは受理しません。

① 持参の場合は、受取りのみとし、その場で内容や不足書類の確認はいたしません。必ず事前確認をお願いします。

② 電話、FAX、電子メール等での参加申込はできません。

③ 受付期限の令和8年6月5日(金)午後5時までに到着しない申込みは無効となります。

(3) 受付場所(郵送先)

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 甲良町総務課

(4) 備考

同一個人(共有の場合はその構成員)又はその3親等以内の親族が同一物件に重複する参加はできません。また、法人が参加する場合で、その役員が個人として参加することはできません。もし重複した申込みがあった場合、最初に受付けた者以外、入札参加資格が無いものとみなします。

4 提出書類

入札参加申込みに必要な書類は、個人の場合、法人の場合それぞれ次のとおりですので、申込みの際は、各1部を提出してください。

本案内書27ページ以降に各種様式を掲載していますので、注意事項や記載例があるものはその内容を参考に記入してください。各種様式は、甲良町のホームページからもダウンロードできます(目次にアドレス等を記載しています)。

申込等の際に要する各種証明書発行等の費用は、入札参加申込者の負担となります。

提出する各種証明書等は、入札参加申込書の提出日から3か月以内に発行された原本を提出してください。

(1) 個人の場合

① 入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書(様式第1号)

② 誓約書(様式第2号)

③ 印鑑証明書

(注) 上記①、②に押印した実印を証するもので、住所地の市区町村長が発行するもの。

④ 住民票抄本

(注)本籍地、筆頭者、個人番号(マイナンバー)の記載のない原本を提出してください。

⑤ 都道府県税に関し未納がないことを証する納税証明書

(注)住所のある都道府県の税窓口にて交付のもの。

⑥ 市区町村税に関し未納がないことを証する納税証明書

(注)住所のある市区町村の税窓口にて交付のもの。

(2) 法人の場合

① 入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書(様式第1号)

② 誓約書(様式第2号)

③ 印鑑証明書

(注)上記①、②に押印した実印を証するもので、法務局が発行するもの。

④ 登記事項証明書

(注)各地方方法務局発行の「履歴事項全部証明書」。

⑤ 役員一覧(様式第3号)

⑥ 都道府県税に関し未納がないことを証する納税証明書

(注)所在地のある都道府県の税窓口にて交付のもの。

⑦ 市区町村税に関し未納がないことを証する納税証明書

(注)所在地のある市区町村の税窓口にて交付のもの。

(3) 留意事項

- ① 共有名義で申し込む場合、入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)以外の添付書類は共有者全員分必要となります。また、様式第1号及び第2号の共有者記入欄に共有者全員の必要事項を記入してください。
- ② 共有名義で申し込む場合、様式第1号の申込者欄に記載された方が入札参加者となります。他の共有者が入札する場合は委任状の提出が必要となります。
- ③ 単独名義で申し込んだ場合、共有名義で契約や移転登記をすることはできません。
- ④ 入札参加申込後、入札参加を辞退する場合は、入札当日までに書面で「入札参加辞退届(様式第4号)」を提出してください。

4. 現地見学会

1 現地見学会

(1) 実施日時

令和8年5月20日(水)から令和8年6月3日(水)まで

いずれも午前9時から午後4時30分まで の間で甲良町が指定する時間

(2) 実施場所

各物件番号所在地 (甲良町大字呉竹206番地7)

2 現地見学会への参加方法

(1) 申込期限

令和8年6月2日(火) 午後5時まで

(2) 申込方法

持参又は電子メールへの添付により、現地見学会参加申込書(様式第5号)に必要事項を記入のうえ、甲良町総務課へ提出してください。なお、電子メールの場合、送信後に電話で受信確認をしてください。

① メールアドレス : somuka@town.koura.lg.jp

② 持参の場合の受付、電子メール添付の場合の受信確認は期間中の土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとなります。

(3) 日時の指定

参加申込書を提出いただいた場合、希望日時と空き状況を確認のうえ、電話により現地見学会への日時をご連絡します。下記の電話番号から架電しますので、通話が難しいなど電話に出ることができなかつた場合、折り返しのお電話をお願いします。

甲良町総務課 電話番号 : 0749-38-3311

3 注意事項

(1) 現地見学会については、入札参加申込書の提出前でも参加できます。

(2) 現地見学会への参加は、1グループ3名までとします。

(3) 先着順に見学時間を指定しますので、参加申込書には対応可能な時間帯を可能な限りご記入ください。

(4) 見学時間は概ね30分程度です。

(5) 現地見学会に参加しなくても入札参加はできますが、現地見学会に参加されない場合は、必ず入札参加前に現地及び近隣の状況を確認してください。

5. 質問及び回答

1 質問方法

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月1日（月）まで

ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は電子メールへの添付により、質問書（様式第6号）を甲良町総務課へ提出してください。なお、電子メールの場合、送信後に電話で受信確認をしてください。

- ① メールアドレス：somuka@town.koura.lg.jp
- ② 本案内書及び附属書類に記載された内容のうち、売却物件に関するに対する疑問点については、口頭、電話、郵送、FAXなど、指定様式又は指定方法以外の質問は受付けません。
- ③ 受付期間以外の質問には、原則として回答しません。

2 質問に対する回答その他

(1) 回答期日

令和8年6月3日（水）午後1時

(2) 回答方法等

- ① 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、町ホームページに掲載します。
- ② 回答の公表をもって、本案内書が修正され、又は追加されたものとして、本案内書と同様に扱うものとします。
- ③ 物件に関すること以外の、入札制度に関する疑問等については甲良町総務課（0749-38-3311）までお問合せください。ただし、即答できない場合がありますのでご了承ください。

6. 入札参加資格の審査

参加申込みの受付後、提出いただいた書類を審査し、入札参加資格があるかを審査します。その結果については、入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）を速達郵便又はレターパックで送付することにより通知します。この通知書内で、入札参加資格が「無」と記されていた場合は入札に参加できません。

- (1) 入札参加資格の審査には警察署等への照会も必要なため、時間が必要となります。
- (2) 令和8年6月16日（火）までに結果通知が到着しない場合、必ず甲良町総務課までお問い合わせください。

7. 入札の実施

入札の日時及び会場は次のとおりです。必ず開始時刻までに入札会場に来場してください。

【入札日時】

物件番号	入札日時
物件番号 1	令和 8 年 6 月 22 日（火） 午前 10 時 00 分～

【入札会場】

滋賀県犬上郡甲良町大字在士 3 5 3 番地 1
甲良町役場 2 階 会議室

1 受付

- (1) 入札当日の受付は、各物件の入札開始時刻の 30 分前から行います。
- (2) 入札開始時刻までに、受付を済ませてください。
- (3) 入札開始時刻に入札会場に入場していない場合、入札に参加できません。
- (4) 入札会場の都合により、入室できる方は 1 申込者あたり 1 人とさせていただきます。
共有名義や法人の場合も代表 1 名となるのでご注意ください。
- (5) 申込者は他の申込者の代理人になることはできません。また、1 人で 2 人以上の申込者の代理人を兼ねることはできません。

2 当日持参していただくもの

- (1) 町が送付した入札参加資格審査結果通知書（入札参加資格が「有」と示されたもの）
- (2) 本人確認書類（免許証又はマイナンバーカード：入札に参加する方のもの）
- (3) 入札書
- (4) 委任状（入札申込者ではなく、代理の方が入札に参加される場合）
※入札申込者が入札の申込をした際に押された印鑑が押されている必要があります。
※代理人使用印は、必ず入札書に押印する印鑑として使用する必要があります。
- (5) 印鑑（入札書に押印済みの場合は不要）
 - ① 入札申込者が入札する場合、入札参加申込に使用した印鑑となります。
 - ② 代理人が入札する場合は、申込者が個人、法人いずれの場合も、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。
- (6) 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- (7) 本案内書（町有財産売払いの入札実施案内書（令和 8 年度第 1 回））

3 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書は、必ず所定の様式（様式第9号）を使用してください。当日、入札会場で受け取ることも可能です。記入については、本案内書 44、45 ページの記載例を参考にしてください。
- (2) 入札書は、申込者本人が入札する場合は、入札金額、入札保証金額、物件所在地（本案内書2ページ「【令和8年度第1回 売払い物件】」参照）、入札者の住所・氏名、また法人の場合はその名称を記入し、入札参加申込書に押印した印鑑と同一の印鑑を押印してください。代理人の方が入札される場合は、次号をご確認ください。
- (3) **代理人による入札の場合の諸注意**
- ① 委任状記載方法
- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (ア) 申込者欄 | 申込者の住所、氏名（法人の場合は商号又は名称並びに代表者名）を記入 |
| (イ) 申込者欄の印鑑 | 入札参加申込書に押印した印鑑と同一の印鑑を押印 |
| (ウ) 代理人欄 | 代理人の住所、氏名、生年月日を記入 |
| (エ) 代理人欄の使用印鑑 | 代理人の <u>個人印</u> を押印 |
- ② 入札書記載方法
- | | |
|---------------|--|
| (ア) 入札者欄 | 申込者の住所、商号又は名称（会社名）、氏名を記入
(注) 個人の場合、商号又は名称は空欄で問題ありません。 |
| (イ) 入札者欄の使用印鑑 | 代理人が参加する場合は押印不要 |
| (ウ) 代理人欄 | 代理人の住所、氏名を記入 |
| (エ) 代理人欄の使用印鑑 | 委任状に押印している印鑑を押印 |
- (4) 記入を誤った場合などは、無効となる恐れがあるため訂正はせず、新たな入札書を作成してください。
- (5) 入札書への金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3…）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (6) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- (7) 入札者が1人の場合であっても入札を執行します。
- (8) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
- ① 入札に参加する資格がない者の入札
 - ② 委任状を提出していない代理人の入札
 - ③ 入札者又は代理人が1人で2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
 - ④ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
 - ⑤ 入札保証金を納付していない入札又は入札額が入札保証金の10倍を超える入札
 - ⑥ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
 - ⑦ 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - ⑧ 所定の入札書によらない入札
 - ⑨ 事前に公表した予定価格（最低売却価格）を下回る価格の入札
 - ⑩ 指定の時刻までに投函しなかった入札

- ⑪ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ⑫ 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ⑬ 入札関係職員の指示に従わない者又は入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑭ その他本入札に係る公告記載条件に違反した入札

4 開札・落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、町が定める予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - ② ①の場合、最高額を入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
- (3) 売却決定額は、入札書の「入札金額」欄に記載された金額をもって行います。
- (4) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額をその場で読み上げます。
- (5) 本案内書に違反する、又は入札参加申請内容に虚偽の記載がある場合は、落札後であっても落札者の決定を取り消すことがあります。

5 再度の入札

今回の入札は、予定価格（最低売却価格）を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいない場合でも、その場で再度の入札は行いません。

6 入札結果の公開

入札結果については、落札額を含む参加者全員の入札額及び落札者名（※個人の場合は、氏名は非公表）を町ホームページで公表する予定です。

7 入札の中止

入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。

8. 契約の締結

1 契約の締結

- (1) 町と落札者との売買契約は、当該物件の落札決定の日の翌日から起算して10日以内に町有財産売買契約書（本案内書46ページ「16. 町有財産売買契約書（案）」参照）その他必要書類を提出することにより締結する必要があります。
- (2) 売買契約は、「落札者」名義での締結となります。ただし、共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義での締結となりますので、契約締結までに共有者それぞれの持分を決定しておいてください。
- (3) 町有財産売買契約書（町保管用1部）に貼付する印紙税（収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 契約を締結する際には、契約書2部に実印を押印し、誓約書（本案内書54ページ参照）を提出してください。
- (5) 落札者が個人の場合、契約書の提出と合わせ、次の各号に記載のものを合わせて提出いただく必要があります。
 - ① 身分証明書
（注）本籍地の市区町村長が発行するもの。
 - ② 登記されていないことの証明書
（注）各地方方法務局（本局）発行の「登記されていないことの証明書」（成年被後見人・被保佐人・被補助人とする記録がないことの証明）。ただし、支配人登記をしている個人は、各地方方法務局発行の「履歴事項全部証明書」。
- (6) 落札者が期限までに契約を締結しない（必要な書類を提出しない）場合は、落札はその効力を失います。この場合、入札保証金は町に帰属することになり、お返ししません。
- (7) 落札者が、その落札した物件を下記の契約上の条件に反する用途に使用するおそれがあるときや、入札参加資格がないことが判明したときには、契約を締結しない場合があります。この場合、入札保証金は町に帰属することになり、お返ししません。

2 契約上の条件

売買契約にあたっての主な条件は、次のとおりです。契約内容の詳細については、本案内書46ページ「16. 町有財産売買契約書（案）」をご確認ください。

- (1) 用途の制限
 - ① 落札者は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会团体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
 - ② 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。

- ③ 落札者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。
- ④ 落札者は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①から③の定めを反する使用をさせてはならない。

(2) 賃貸等の制限

- ① 落札者は、売買物件の売買契約締結の日から起算して10年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により町の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- ② 落札者は、売買物件を町の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、上記（1）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(3) 所有権移転の制限

- ① 落札者は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により町の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- ② 落札者は、指定期間内に売買物件を町の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、上記（1）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

- (4) 落札者は、所有権移転の日から3年以内に、落札者の負担により既存建物を改修又は既存建物の解体及び新たな建物を新築すること。

(5) 実地調査

上記（1）から（4）について、町が必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し落札者は協力しなければならない。

(6) 違約金

上記（1）から（4）の条件に違反した場合は、売買価格の3割に相当する金額を、（5）の義務に違反した場合は、売買価格の1割に相当する金額を違約金として町に支払わなくてはならない。

(7) 買戻特約

落札者が契約条件に違反した場合等に契約を解除し、町から売買価格から所要額を差し引いた額を還付することで、町が売買物件を買い戻す特約を付すものとする。

9. 売買代金の支払い

1 契約保証金

- (1) 落札された方には、押印した契約書の提出時に契約保証金を納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買価格の10/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を納付していただきます。

2 売買代金の支払

(1) 支払方法

提出された契約書に押印し、うち1部を返却するとともに、売買代金の納付書を送付させていただきますので、最寄りの金融機関で30日以内に納付してください。売買代金の分割納入はできません。

(2) 支払額

売買価格から、契約保証金額を差し引いた額をお支払いいただきます。なお、契約保証金には利子を付けません。

- (3) 契約締結後、売買代金の支払が契約締結日から30日以内に行われなかった場合は、売買契約を解除のうえ、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

10. 所有権移転

- (1) 売買物件の所有権は、契約金額（売買価格）の全額を完納した時に、落札者に移転します。所有権の移転により、落札者に現況有姿のまま売買物件の引き渡しがあったものとしてします。
- (2) 所有権移転登記等の手続きは町で行います。
- (3) 所有権移転登記及び特約登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。
- (4) 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

11. 契約にあたっての費用等

(1) 契約書の作成の際に必要な印紙税額（収入印紙額）は次の表のとおりです。

契約金額（売買価格）	税額（収入印紙額）
50万円以下	200円
50万円を超え100万円以下	500円
100万円を超え500万円以下	1,000円
500万円を超え1千万円以下	5,000円
1千万円を超え5千万円以下	10,000円
5千万円を超え1億円以下	30,000円

(2) 登記の申請の際に必要な登録免許税額（収入印紙額）の計算方法は次の表のとおりです。必要額は契約締結時にお知らせします。

① 土地所有権移転登記

(売買物件の近傍類似地の固定資産税評価額(1㎡当たりの単価)) × (売買物件の地積)
× 税率 = 税額(百円未満切捨)

② 建物所有権移転登記

(売買物件について登記官が認定した価額(1㎡当たりの単価)) × (売買物件の延床面積) ×
修正率 × 税率 = 税額(百円未満切捨)

12. 個人情報の使用

入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札及び契約事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

13. その他の注意事項

(1) 落札者は、売買契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合は、売買契約締結の日から2年間は、町は協議に応じます。なお、町の責任の範囲は、売買代金の額を限度とします。

【参考】消費者契約法(平成12年法律第61号)抜粋

第2条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

(2) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、町の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

(3) 落札者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(4) 売買物件の利用にあたっては、規制、制限及びその他関係法令を遵守しなければなりません。

(5) 申込状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。

(6) 売買契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、物件の所在地、地目、地積及び契約金額について公表することがあります。

(7) 既存建物の改修又は解体撤去並びに建物の新設の際は、次のことを遵守しなければなりません。

- ① 工事手法及び、重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出、処分等については、各種関係法令等を遵守すること。
- ② 物件への重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等にあたっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。
- ③ 作業期間中は、物件の周辺住民や前面道路の通行人の安全の確保及びプライバシーの確保に配慮すること。
- ④ 周辺住民等に対し、できるだけ早い時期に、住民説明やチラシの配布等により工事に係る計画内容を十分説明するとともに、作業において周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって紛争等の解決に努めること。
- ⑤ 工事を第三者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し契約条項等の内容について、十分に理解・遵守させること。

14. 物件調書

1 特記事項

- (1) 売買物件は、全て現況有姿による引渡しとなります。売買物件の図面その他記載事項と現況が相違する場合は、現況を優先するものとします。また、境界復元を要する場合は、落札者が自らの費用により行うものとし、町は実施しません。
- (2) 入札に参加される場合は、物件調書に記載の条件等の内容を十分に確認し、現地見学会に参加するか、必ず事前に現地を確認してください。
- (3) 売買物件に附帯する建物（以下「本件建物」といいます。）は、令和7年4月1日に施行された改正建築基準法（以下「改正建築基準法」といいます。）施行前に建築されたものであり、改正前の建築基準法第6条第1項第4号の特例により、一部の審査が省略されていました。そのため、改正建築基準法に基づく確認申請の提出に必要となる図書（以下「必要図書」といいます）が存在しません（又は、町及び本件建物の建築工事請負業者への確認の結果、必要図書が保存されていないことが判明しています）。
- (4) 本件建物の一部は検査済証を取得していない又は取得が確認できない建物であり、既存不適格建物又は違反建築物である可能性があることから、物件が既存不適格建物又は違反建築物であった場合、現行の建築基準法及び都市計画法等の規定に適合していないものとして、将来、同一規模又は同一用途の建築物の建築・増改築ができないおそれがあります。
- (5) 契約締結後、本件建物の改修や維持管理を行う上で、法令により処理が必要なものについては、落札者自らの責任と費用負担で対応してください。ただし、本件建物は改正建築基準法第6条第1項第2号に該当し、審査省略制度の対象外となるため、本件建物を増改築（大規模な修繕・模様替えを含む。以下「増改築等」といいます）を行う場合、必要図書が存在しないことにより、増改築等の実施が困難となる、又は制限を受ける可能性があります。さらに、建築確認の申請が可能であっても、必要図書の作成が求められることにより、工事費用の増加や工期の遅延が生じるおそれがあります。
- (6) 建物を新たに建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法及び県、町の条例等により指導等がなされる場合がありますので、必ず関係機関にあらかじめ確認してください。
- (7) 売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、町は対応しません。
- (8) 売買物件の敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されている場合には、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用等について、町は負担しません。
- (9) 売買物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合には、剪定、除去及び伐採等の費用について、町は負担しません。ごみ、ガラ及び碎石等の除去についても同様とします。
- (10) 売買物件の敷地内に擁壁、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む。）が築造されている場合には、経年劣化による影響については確認しておらず、その構造物にひび、破損、エフロレッセンス（コンクリートの表面に析出する石灰質の粉）及び亀裂等が見られる

場合もあります。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用等について、町は負担しません。また、擁壁等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続きの申請先である各審査機関等にお問い合わせください。

- (11) 売買物件に上下水道設備が敷設されている場合には、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、移設、改修、撤去、再築造及びその費用等について、町は負担しません。
- (12) 売買物件において、耐震診断、放射線量の測定等の放射性物質の調査、地下埋蔵物及び土壤汚染等の調査、地盤及び地質等に関する調査は行っていません。それらの調査、その他落札者が任意に実施する調査に要する費用は、落札者の負担となります。
- (13) 売買物件について土地履歴調査、土壤汚染調査又はアスベスト（石綿）調査等が必要と認められた場合、落札者の費用負担において調査及び対応を実施してください。落札者は、関係法令に定められた処理方法に基づき、廃棄物等を適切に処理してください。
- (14) 以上のことから、特定行政庁から本件建物の一部又は全部の除去、移転、使用制限その他の是正措置を命じられた場合においても、落札者は、自己の責任と負担となることを承諾したものとみなし、町に対して契約不適合責任を追及できないものとします。

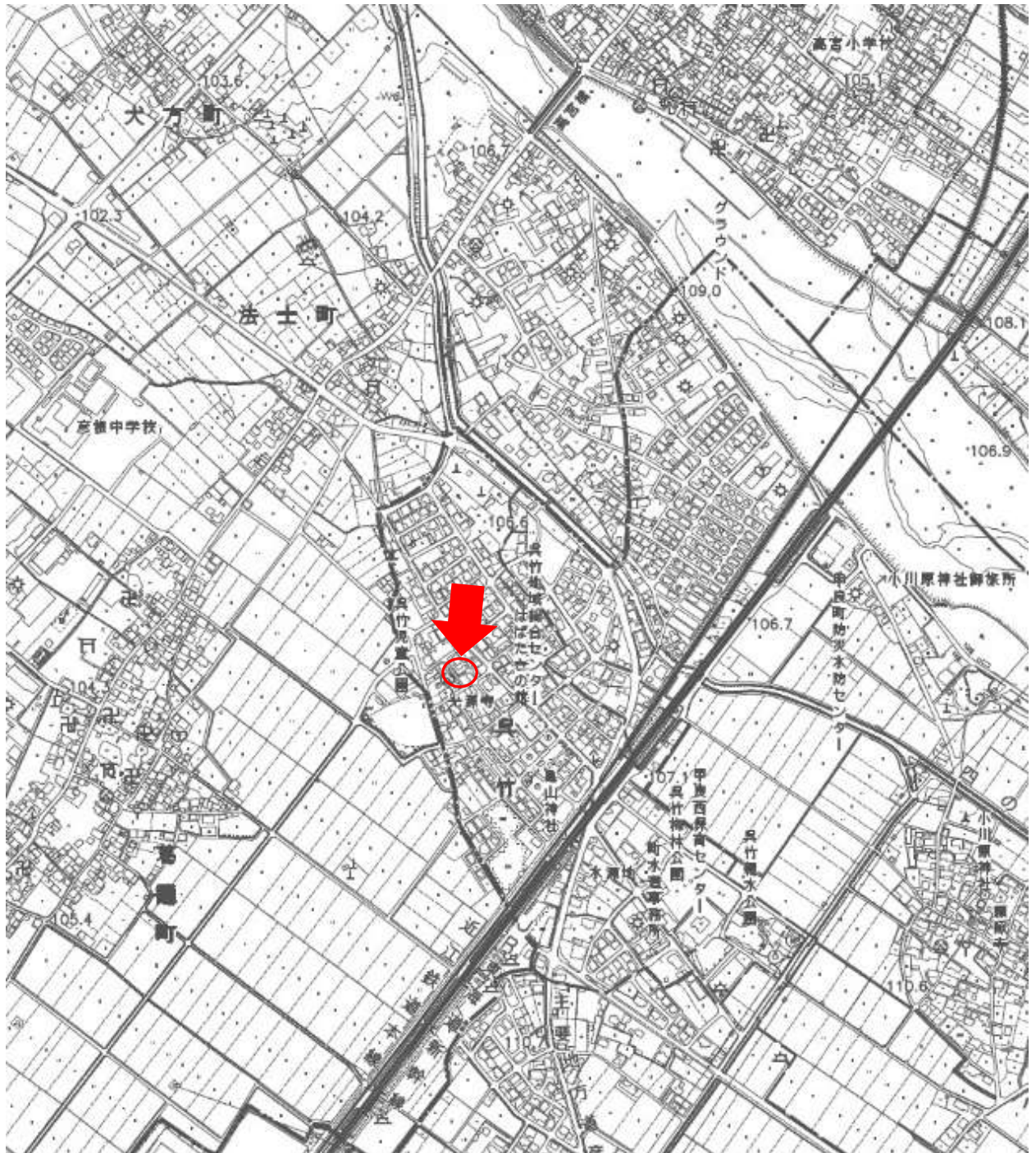
2 物件番号 1 旧 改良住宅 横田団地 9号及び10号

(1) 物件概要

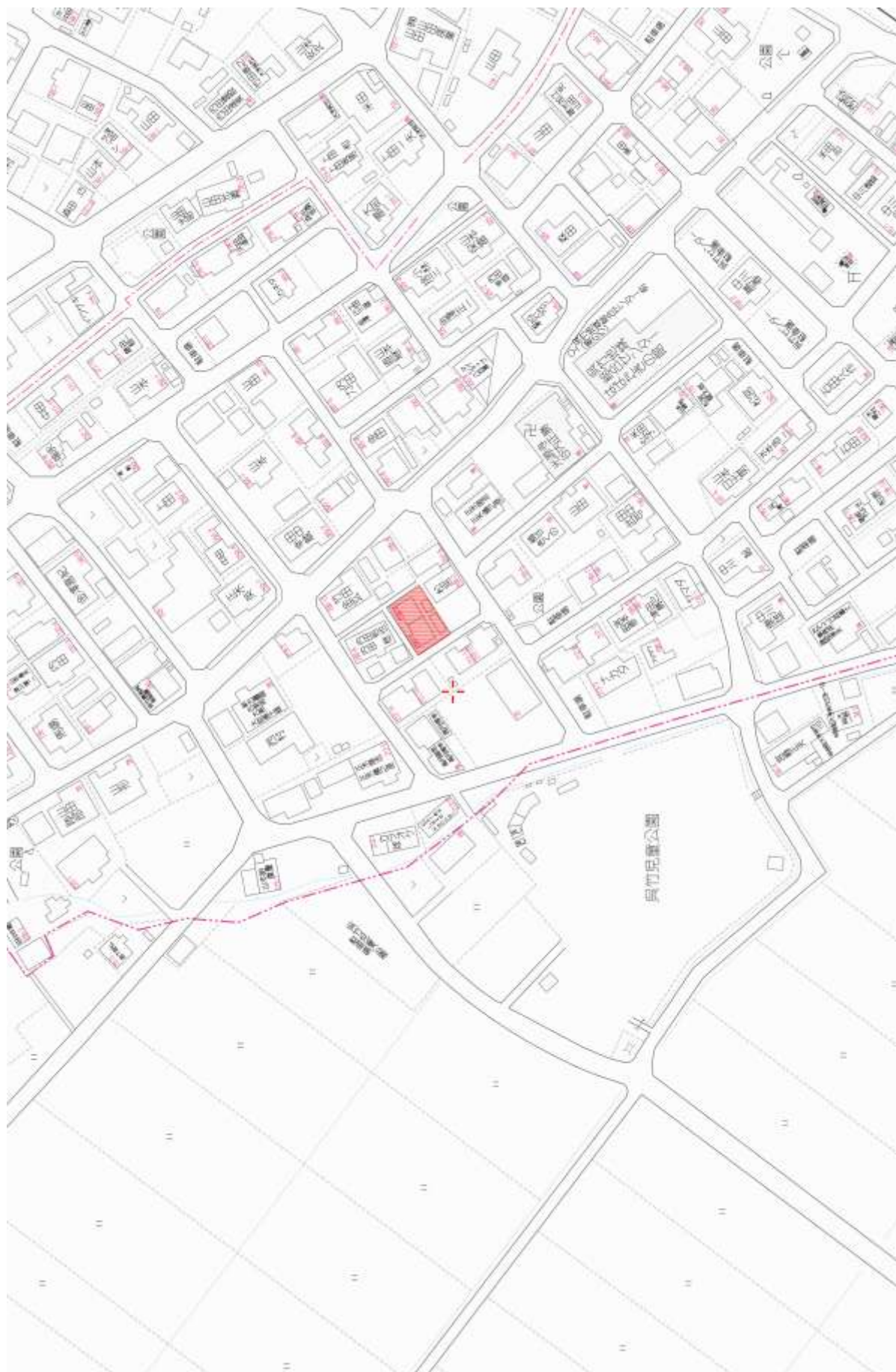
所在	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字横田
地番	9号 206番8 10号 206番7
地目	宅地、宅地
登記簿面積	9号 130.98㎡ 10号 129.53㎡ 計 260.51㎡ 約 78.80坪
権利の種類	所有権
建物種別	鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
建物面積	9号 1F41.03㎡ 2F26.51㎡ 10号 1F41.03㎡ 2F26.51㎡ 延べ 135.08㎡
接面道路の状況	南西側 町道呉竹横田3号線
接道距離	南西側 約 13.5m
前面道路の幅員	南西側 約 4.1m
道路の種類	建築基準法第42条 1項1号 南西側
都市計画区域	非線引都市計画区域
用途地域	用途指定なし
建ぺい率	70%
容積率	200%
防火地域	建築基準法第22条区域外
私道等の負担	負担 無し
第三者による占有	無し
建築物の高さの制限	道路 1.25m 隣地 1.25m+20m(北側制限なし) 日影規制 10m以上あり
供給処理施設状況	
電気	関西電力
ガス	個別プロパン
上水道	前面道路に配管あり(北西側) HIVP40 引込あり
下水道	前面道路に配管あり(北西側) VU150 引込あり
法令等による制限	埋蔵文化財包蔵地 外
ハザードマップ	別紙
土砂災害	区域外
駐車場	
備考	雨漏れ後あり、蜂の巣
	南西接道側法定外公共物届出必要(グレーチング等)
	築年数が古く老朽化が激しい為相応の修繕費用が必要
	一部荷物等残置物あり(要現地確認)
	建物資料と現況で相違する場合は現況優先
	一部未登記建物(増築等)有 南東側物置
	地籍調査済

(2) 位置図

① 広域図

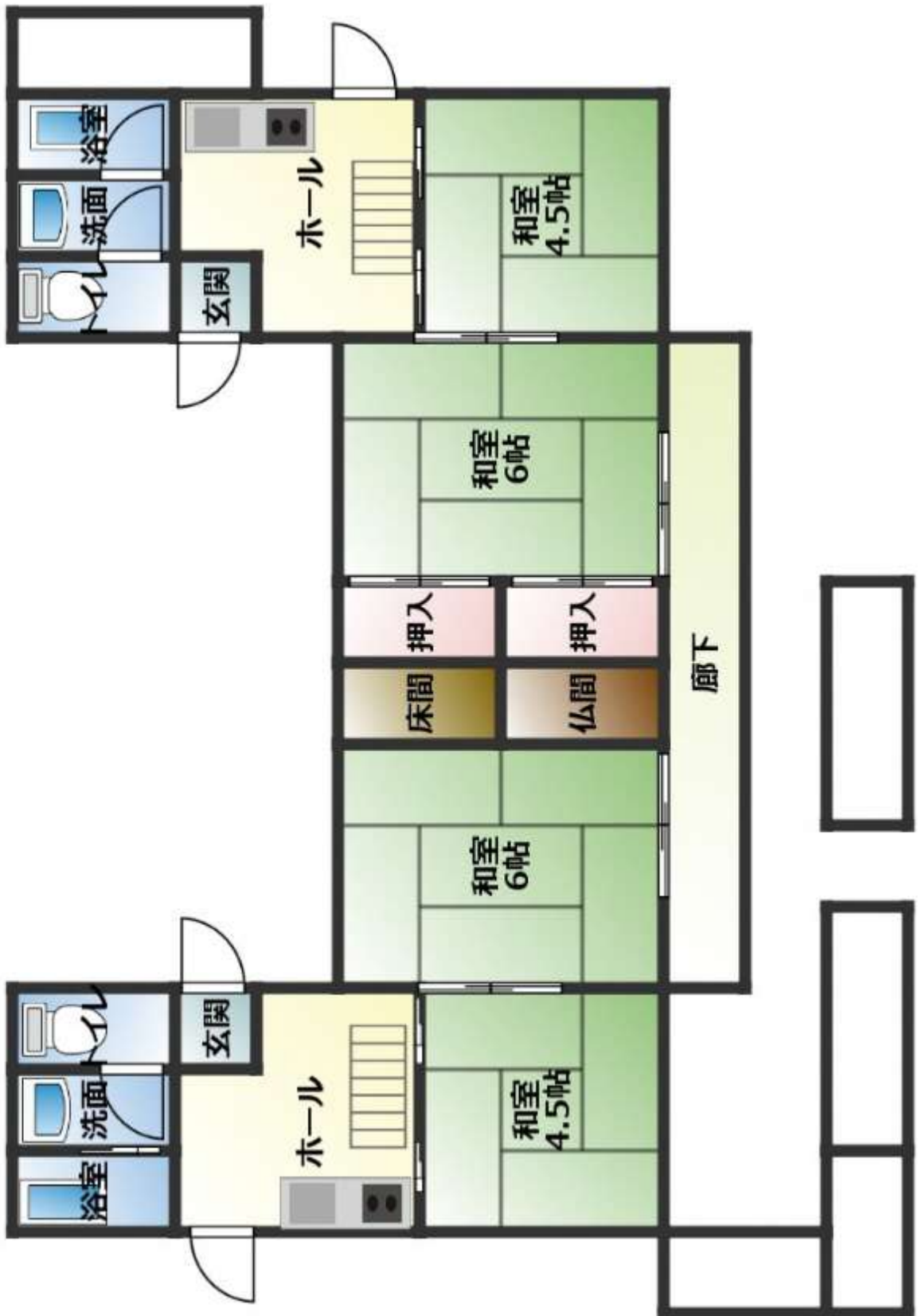


②付近図

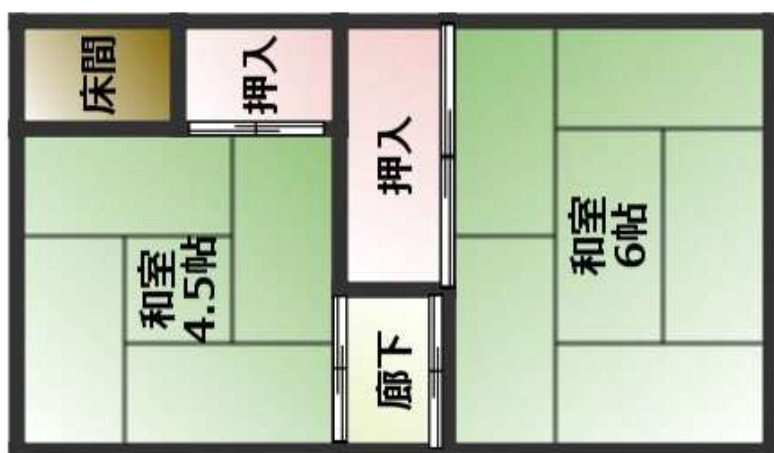
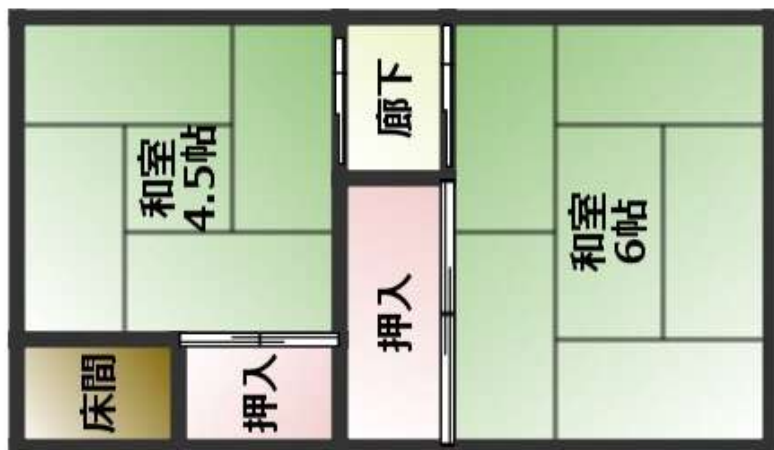


(3) 間取図

① 一階



② 二階



(4) 現場写真

建物正面



玄関



1F 和室



トイレ



風呂



キッチン



15. 各種様式

次ページから、本件入札に関して使用いただく様式を掲載しています。記載例を参考にして作成いただくようお願いします。

様式は町ホームページからも取得できます。

(<https://www.kouratown.jp/cyonososhiki/somuka/zaisankanrigakari/zaisanuriharai/2890.html>)

<様式>

様式第1号	入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書
様式第2号	誓約書
様式第3号	役員一覧
様式第4号	入札参加辞退届
様式第5号	現地見学会参加申込書
様式第6号	質問書
様式第7号	入札参加資格審査結果通知書
様式第8号	委任状
様式第9号	入札書

※甲良町ホームページ



様式第1号 入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書

入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書

令和 年 月 日

令和8年度第1回町有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、一般競争入札公告及び入札案内書の記載内容を承知のうえで申込みます。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

また、資格確認のために必要な情報に関し、甲良町が官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

甲良町長 寺本 純二 様

申込者 住 所（法人の場合は所在地）：

ふりがな
氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

⑩

電話番号： _____

共有者 住 所（法人の場合は所在地）：

ふりがな
氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

⑩

電話番号： _____

共有者 住 所（法人の場合は所在地）：

ふりがな
氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

⑩

電話番号： _____

共有者 住 所（法人の場合は所在地）：

ふりがな
氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

⑩

電話番号： _____

【裏面に続く】

【令和8年度第1回町有財産売払い 入札参加物件】

物件番号	不動産の種類	物件所在地	公簿面積(m ²)	登記地目	予定価格(円) (最低売却価格)
1	土地 建物	旧 改良住宅 横田団地 9号及び10号			10,000
		大字呉竹206番7	129.53	宅地	
		大字呉竹206番8	130.98	宅地	
		合計	260.51	—	

※土地上に建物が残存

(注意事項)

- 1 本様式と合わせ、次の書類を同時に提出してください。共有者がいる場合、申込者と共有者全員のものが必要となります。
 - ① 誓約書（様式第2号）
 - ② 印鑑証明書 ※個人の場合は市区町村長が、法人の場合は法務局が発行するもの
 - ③ 住民票抄本 ※個人のみ
 - ④ 登記事項証明書 ※法人のみ 各地方方法務局発行の「履歴事項全部証明書」
 - ⑤ 役員一覧（様式第3号） ※法人のみ
 - ⑥ 都道府県税に関し未納がないことを証する納税証明書 ※住所地のもの
 - ⑦ 市区町村税に関し未納がないことを証する納税証明書 ※住所地のもの
- 2 個人名での申し込みの場合は、住民登録済み住所、氏名、及び電話番号を記入し、登録済みの実印で押印してください。法人名での申し込みの場合は、法人登記済み所在地、法人名及び代表者名並びに電話番号を記入し、法務局に登録済みの印鑑で押印してください。
- 3 共有名義で申し込まれる場合は、次によります。
 - ① 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の作成・投函等）を行う方を記載してください。
 - ② 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の方を記載してください。

上記注意事項を必ずお読みください。

本様式は両面印刷により提出ください。

入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書

令和 8年 〇月 〇日

令和8年度第1回町有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、一般競争入札公告及び入札案内書の記載内容を承知のうえで申込みます。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

また、資格確認のために必要な情報に関し、甲良町が官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

甲良町長 寺本 純二 様

印鑑は必ず登録済の印鑑（実印）を押印してください

申込者 住 所（法人の場合は所在地）：
滋賀県犬上郡甲良町大字〇〇△△△番地□
ふりがな氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：
甲良 太郎
電話番号： 0749 - 38 - ××××



申込者以外の共有予定者がある場合、必ず全員を記載してください。

共有者 住 所（法人の場合は所在地）：
滋賀県彦根市〇〇町〇〇△△△番地
ふりがな氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：
株式会社×××× 代表取締役社長 ■■■■■
電話番号： 0749 - 27 - ××××



共有者 住 所（法人の場合は所在地）：
滋賀県犬上郡甲良町大字◇◇×××番地
ふりがな氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：
犬上 次郎
電話番号： 0749 - 38 - ××××



共有者 住 所（法人の場合は所在地）：
ふりがな氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：
電話番号： - -



【裏面に続く】

【令和8年度第1回町有財産売払い 入札参加物件】

物件番号	不動産の種類	物件所在地	公簿面積(m ²)	登記地目	予定価格(円) (最低売却価格)
1	土地 建物	旧 改良住宅 横田団地 9号及び10号			10,000
		大字呉竹206番7	129.53	宅地	
		大字呉竹206番8	130.98	宅地	
		合計	260.51	—	

※土地上に建物が残存

(注意事項)

- 1 本様式と合わせ、次の書類を同時に提出してください。共有者がいる場合、申込者と共有者全員のものが必要となります。
 - ① 誓約書（様式第2号）
 - ② 印鑑証明書 ※個人の場合は市区町村長が、法人の場合は法務局が発行するもの
 - ③ 住民票抄本 ※個人のみ
 - ④ 登記事項証明書 ※法人のみ 各地方方法務局発行の「履歴事項全部証明書」
 - ⑤ 役員一覧（様式第3号） ※法人のみ
 - ⑥ 都道府県税に関し未納がないことを証する納税証明書 ※住所地のもの
 - ⑦ 市区町村税に関し未納がないことを証する納税証明書 ※住所地のもの
- 2 個人名での申し込みの場合は、住民登録済み住所、氏名、及び電話番号を記入し、登録済みの実印で押印してください。法人名での申し込みの場合は、法人登記済み所在地、法人名及び代表者名並びに電話番号を記入し、法務局に登録済みの印鑑で押印してください。
- 3 共有名義で申し込まれる場合は、次によります。
 - ① 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の作成・投函等）を行う方を記載してください。
 - ② 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の方を記載してください。

上記注意事項を必ずお読みください。

本様式は両面印刷により提出ください。

(表面)

様式第2号 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

申込者 住 所 (法人の場合は所在地) :

ふりがな
氏 名 (法人の場合は法人名・代表者名) :

㊞

電話番号 : _____

共有者 住 所 (法人の場合は所在地) :

ふりがな
氏 名 (法人の場合は法人名・代表者名) :

㊞

電話番号 : _____

共有者 住 所 (法人の場合は所在地) :

ふりがな
氏 名 (法人の場合は法人名・代表者名) :

㊞

電話番号 : _____

共有者 住 所 (法人の場合は所在地) :

ふりがな
氏 名 (法人の場合は法人名・代表者名) :

㊞

電話番号 : _____

私は、甲良町が実施する町有財産売払いの一般競争入札（令和8年度第1回）への参加にあたり、次の事項を誓約します。

記

- 1 私は、令和8年度第1回町有財産売払入札に係る一般競争入札公告第2項各号に規定する入札参加欠格事項に該当しません。
- 2 入札に際し、令和8年度第1回町有財産売払入札に係る一般競争入札公告、物件調書その他の入札案内書記載事項、町有財産売買契約書（案）、入札物件の法令上の規制等、全て承知のうえで申込みいたしますので、後日これらの事柄について甲良町に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。 **【裏面に続く】**

(裏面)

- 4 (法人の場合) 私は、役員名簿に記載された全ての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。
- 5 入札参加資格の確認のため、入札参加申込書及び添付資料について、甲良町が警察当局へ照会されることに同意します。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと、若しくは履行することを妨害すること。
 - (4) 正当な理由なくして契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴町に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と貴町に認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私が本誓約書で誓約した内容並びに入札参加申込書及び添付資料の記載内容と異なる事実が判明した場合、甲良町が入札参加資格を取り消すこと、契約を締結しないこと、又は契約を解除することを承知、かつ同意します。

役員一覧

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

所在地
法人名
代表者名



以下記載事項に相違ありません。

(令和 年 月 日現在)

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住 所	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

(備考)

- 1 該当する性・年号を○で囲んでください。
- 2 本様式には、「法人登記事項証明書に記載されている役員全員」及び「支店又は営業所を代表する者で役員以外の者」を記載すること。

入札参加辞退届

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

申込者 住 所（法人の場合は所在地）：

氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

⑩

私は、過日申込みを行った甲良町が実施する町有財産売払いの一般競争入札（令和8年度第1回）への参加について、辞退したいので届け出ます。

（注意事項）

- 1 共有名義による申請であっても申込者による提出とします。ただし、他の共有者の了解のもと届け出がされたものとみなします。
- 2 入札参加申込書に押印した実印を押印してください。印鑑証明書の添付は不要です。

現地見学会参加申込書

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

申込者 住 所（法人の場合は所在地）：

氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

電話番号： _____

下記物件に係る現地見学会に参加することを申し込みます。

記

1 物件番号

物件番号 1 旧 改良住宅 横田団地 9号及び10号

2 希望日及び時間帯（希望する日付及び時間帯を第1から第3希望まで記入）

令和8年 ___月 ___日（ ___ ） 午前・午後 ___時 から 午前・午後 ___時まで

令和8年 ___月 ___日（ ___ ） 午前・午後 ___時 から 午前・午後 ___時まで

令和8年 ___月 ___日（ ___ ） 午前・午後 ___時 から 午前・午後 ___時まで

3 参加者氏名

番号	氏 名
1	
2	
3	

（注意事項）

- 1 入札参加申込書の提出前でも参加できます。
- 2 現地見学会への参加は、1グループ3名までとします。
- 3 先着順に見学時間を指定しますので、ご了承ください。
- 4 見学時間は概ね30分程度です。

現地見学会参加申込書

令和 7年 ○月 ○日

甲良町長 寺本 純二 様

申込者 住 所（法人の場合は所在地）：

滋賀県犬上郡甲良町大字○○△△△番地□

氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

甲良 太郎

電話番号：0749 - 38 - ××××

下記物件に係る現地見学会に参加することを申し込みます。

記

押印は不要ですが、必ず
電話番号を記載ください。

1 物件番号

物件番号 1 旧 改良住宅 横田団地

現地に来ることが可能な
時間帯を可能な限りの幅
で記載ください。

2 希望日及び時間帯（希望する日付及び時間帯を第1、第2、第3希望まで記入）

令和8年 2月 10日 午前・午後 1時から 午前・午後 4時まで

令和8年 2月 13日 午前・午後 9時から 午前・午後 4時まで

令和8年 2月 25日 午前・午後 10時から 午前・午後 12時まで

3 参加者氏名

番号	氏 名
1	甲良 太郎
2	犬上 次郎
3	

（注意事項）

- 1 入札参加申込書の提出前でも参加できます。
- 2 現地見学会への参加は、1グループ3名までとします。
- 3 先着順に見学時間を指定しますので、ご了承ください。
- 4 見学時間は概ね30分程度です。

様式第6号 質問書

質 問 書

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

住 所（法人の場合は所在地）：

氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

⑩

電話番号： — —

（担当名： ）

令和8年度第1回町有財産売払いの入札実施について、次のとおり質問します。

記

質問箇所	質問内容

（注意事項）

- 1 質問箇所には、資料名（町有財産売払入札案内書等）とページ数、項目等を記入してください。
- 2 質問内容は簡潔に記入してください。
- 3 質問箇所が複数ある場合は、番号を付けてください。

様式第7号 入札参加資格審査結果通知書

入札参加資格審査結果通知書

令和 年 月 日

申込者

_____ 様

甲良町長 寺本 純二

過日申請された令和8年度第1回町有財産売払いの入札に係る入札参加資格審査の結果について、下記のとおり通知します。

記

1 入札参加申請物件

物件番号 1 旧 改良住宅 横田団地 9号及び10号

2 入札参加資格の有無 有

無

3 上記2で入札参加資格を無とした場合の理由

(注意事項)

1 入札参加資格が「有」の場合、本書及び下記のものを入札会場に持参してください。

(1) 本人確認書類(免許証又はマイナンバーカード:入札に参加する方のもの)

(2) 入札書

(3) 委任状(入札申込者ではなく、代理の方が入札に参加される場合)

(4) 印鑑(入札書に押印済みの場合は不要)

(5) 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)

2 入札参加資格が「無」の場合、入札への参加はできません。

〔入札日時〕 令和8年6月22日(月) 午前10時 から

〔入札会場〕 甲良町役場 2階 会議室

様式第8号 委任状

委 任 状

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

申込者 住 所（法人の場合は所在地）：
（委任者） _____

氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：

⑩

私は、令和8年度第1回町有財産売払いの一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり、代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

町有財産売払いの一般競争入札（物件番号1）に関する一切の権限

2 代理人（受任者）

住 所： _____

氏 名： _____

生年月日： _____ 年 月 日生

電話番号： _____ - _____

代理人使用印

（注意事項）

- 1 入札申込者の印は、入札参加申込書に押印した印（実印）を押印してください。
- 2 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。
- 3 委任状は、入札会場で受付の際にご提出ください。
- 4 法人の代表者が入札に参加せず従業員等に入札手続きを委任する場合等、申込者が入札に参加しない場合は、この委任状が必要です。

申込者ではなく、代理人
が入札する場合に要提出

委 任 状

令和 年 月 日

甲良町長 寺本 純二 様

申込者 住 所（法人の場合は所在地）：
（委任者） 滋賀県犬上郡甲良町大字〇〇△△△番地□
氏 名（法人の場合は法人名・代表者名）：
甲良 太郎



私は、令和8年度第1回町有財産売払いの一般競争入札に参加するに当たり、
り、代理人に権限を委任します。

必ず申込者の住所・
氏名を記入し実印を
押してください。

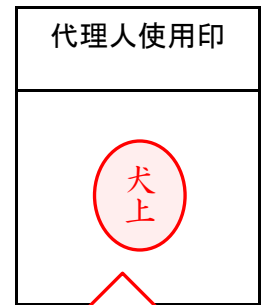
記

1 委任する権限

町有財産売払いの一般競争入札（物件番号1）に関する一切の権限

2 代理人（受任者）

住 所：滋賀県犬上郡甲良町大字◇◇×××番地
氏 名：犬上 次郎
生年月日：昭和●●年●●月●●日生
電話番号：0749 - 38 - ××××



(注意事項)

- 1 入札申込者の印（実印）を押印
- 2 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してくだ
いて必ずその印鑑を使用しなければなりません。
- 3 委任状は、入札会場で受付の際にご提出ください。
- 4 法人の代表者が入札に参加せず従業員等に入札手続きを委任する場合等、申込者が入札に
参加しない場合は、この委任状が必要です。

申込者に代わり、入札会場へ来ら
れる方の住所・氏名・生年月日・
電話番号を記入してください。

代理人が入札書に押印す
る印と同一の印を押して
ください。
代理人のものであれば実
印の必要はありません。

入札書

入札金額	億	万	円
	¥	1 2 3 4 0 0 0	
物件所在地	甲良町大字呉竹206番地7他		
入札保証金額	円		

一般競争入札公告（令和8年公告第18号）、町有財産売買契約書（案）及び甲良町財務規則並びに指示事項を承知して上記のとおり入札します。

令和8年4月21日

甲良町長 寺本 純二 様

申込者の住所氏名（法人の場合は名称等も）を記入

【入札者】

住 所 滋賀県犬上郡甲良町大字〇〇△△△番地

商号又は名称

本人入札の場合、
代理人欄の記入不要

名 甲 良 太 郎



【代理人】

住 所

氏 名

申請書に押印
した実印

印

- 備考
- 入札書への金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額を誤って記入した場合は、訂正はせず、新しい入札書を使用してください。
 - 本人（申込者）が入札する場合、入札者欄に申込者の住所（法人の場合は所在地）、商号又は名称（個人の場合は記入不要）、氏名又は代表者名をそれぞれ記入し、代理人欄は空欄としてください。
 - 代理人が入札する場合、入札者欄には申込者の住所（法人の場合は所在地）、商号又は名称（個人の場合は記入不要）、氏名又は代表者名を記入したうえで、代理人欄に代理人の住所と氏名を記入してください。
 - 使用する印鑑は次のとおり。
 - 本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑
 - 代理人が入札する場合、入札者欄に押印は不要、代理人欄に委任状に押印した「代理人使用印」を押印してください。

入札書

入札金額	億	万	円
	¥	1 2 3 4 0 0 0	
物件所在地	甲良町大字呉竹206番地7他		
入札保証金額	円		

一般競争入札公告（令和8年公告第18号）、町有財産売買契約書（案）及び甲良町財務規則並びに指示事項を承知して上記のとおり入札します。

令和8年4月21日

甲良町長 寺本 純二 様

代理人が入札する場合も、申込者の住所氏名（法人の場合は名称等も）を記入

【入札者】

住 所 滋賀県犬上郡甲良町大字〇〇△△△番地

商号又は名称

代理人入札の場合押印不要

代理人入札の場合、代理人欄を必ず記入

甲 良 太 郎 印

【代理人】

住 所 滋賀県犬上郡甲良町大字◇◇×××番地

氏 名 犬 上 次 郎

犬 印

- 備考 1 入札書への金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3・・・）の字体を初めに、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額を誤って記入し、新しい入札書を使用してください。
- 2 本人（申込者）が入札する場合、入札者欄に申込者の住所（法人の場合は名称等も）を記入し、氏名又は代表者名をそれぞれ記入し、代理人欄は空欄としてください。
- 3 代理人が入札する場合、入札者欄には申込者の住所（法人の場合は所在地）、商号又は名称（個人の場合は記入不要）、氏名又は代表者名を記入したうえで、代理人欄に代理人の住所と氏名を記入してください。
- 4 使用する印鑑は次のとおり。
- ① 本人（申込者）が入札する場合は本人の印鑑
 - ② 代理人が入札する場合、入札者欄に押印は不要、代理人欄に委任状に押印した「代理人使用印」を押印してください。

委任状へ押した印と同一の使用印を押印

16. 町有財産売買契約書（案）

町有財産売買契約書

売出人 甲良町長 寺本 純二（以下「売出人」という。）と買受人 **（落札者）**（以下「買受人」という。）との間において、次の条項により町有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売出人は、その所有する末尾表示の物件（以下「売買物件」という。）を買受人に売り渡し、買受人はこれを買受けるものとする。

2 売買物件の面積は、公簿面積によるものとし、実測の結果、実測面積と差異が生じても、売出人及び買受人は互いに売買代金の増減の請求その他何らの異議を申し立てないものとする。

3 売買物件に従属する未登記家屋、樹木、管理用柵、残置物その他の従属物についても、売買物件と合わせて買受人が買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、金 **（落札金額）** 円とする。

2 売買代金のうち、土地と建物の按分率は土地100%、建物0%とする。

（契約保証金）

第4条 買受人は、本契約締結と同時に契約保証金として、金 **（落札金額の1割以上）** 円を納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 売出人は、買受人が次条定める義務を履行したときは、第1項の契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 買受人が次条に定める義務を履行しないときは、本契約は解除されたものとみなし、第1項の契約保証金は売出人に帰属するものとする。

6 買受人は、前項の規定により、契約保証金が売出人に帰属したことに対して、一切の異議申立て等をする事ができない。

（売買代金の納付）

第5条 買受人は、本契約の締結後に、売買代金のうち前条第1項の契約保証金の額を除いた金 **（落札金額－契約保証金）** 円を、売出人の発行する納入通知書に記載された納期限までに一括して売出人の指定する金融機関で納付しなければならない。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに、売払人から買受人に移転するものとする。

- 2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、買受人に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。
- 3 売買物件に従属する未登記家屋、樹木、管理用柵、残置物その他の従属物は、売買物件の引渡し時点から買受人に帰属するものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買受人の請求に基づき売払人が囑託するものとし、買受人はこれに必要な書類等を売払人に提出するものとする。

- 2 前項の登記に要する登録免許税は、買受人の負担とする。ただし、登録免許税が非課税となる場合は、買受人が自ら申し出、かつ、非課税証明書を準備するものとする。
- 3 売払人は、買受人からの当該登記に要する登録免許税の負担を確認した後に、遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の時から第6条第2項に定める引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他の売払人買受人のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、売払人又は買受人は書面により相手方に通知して、この契約を解除することができる。この場合、買受人は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

- 2 売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷したときであっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、売払人は、売買物件を修補して買受人に引き渡すことができるものとする。
- 3 売買物件の引渡し前に、第1項の事由によって売買物件が滅失又は損傷したときであっても、買受人は売払人に対して、代金減額を請求することはできない。

(契約不適合)

第9条 売払人は、売買物件を現状有姿で買受人に売り渡すものであり、売払人は、売買物件の品質上の問題が発見された場合でも、買受人に対して一切の責任を負わないものとし、買受人は、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この契約の締結の日から2年間は、売払人は協議に応じるものとする。この場合において、売払人の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

- 2 買受人は、次の各号に記載する容認事項を確認、承諾の上、売買物件を買い受けるものとする。

- (1) 売払人は、売買物件について、耐震診断、土地の土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査を実施していないこと。
- (2) 売払人は、売買物件について、建物のアスベスト（石綿）の調査はしていないこと。
- (3) 売買物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分、ゴミ、ガラその他埋設物があった場合において、撤去及び処分等が必要なときは、買受人の負担となること。
- (4) 売買物件の地盤及び土壌汚染に関して工事等が必要な場合、買受人の負担となること。

(越境物の調整等)

第 10 条 売買物件について越境物が存在する場合その他の境界に係る問題は、買受人が、隣接土地所有者と協議を行い、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。

- 2 前項の問題について、買受人は、売払人に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできないものとし、売払人は紛争について関与しない。

(用途制限)

第 11 条 買受人は、売買物件及び売買物件に新たに建設した建物を利用するにあたり、次に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員（以下「暴力団関係者」という。）がその活動をするための用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員がその活動をするための用途
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する用途

2 買受人は、土地の利用に当たり、日照、通風等に留意するとともに、電波障害、騒音、臭気、廃水による水質汚濁等の防止に関し、買受人の責任において必要な措置を講じなければならない。

- 3 買受人は、土地利用に当たり官公署等との協議、届出等が必要なときは、買受人の責任において行うものとする。

(用途の指定)

第 12 条 買受人は、所有権移転の日から 3 年以内に、住宅の用に供するため買受人の負担により必要に応じ既存建物を改修又は既存建物の解体及び新たな建物を新築しなければならない。

- 2 買受人は、この契約の締結の日から起算して 10 年間は、売買物件を住宅以外の用途（住宅に供するための工事を行う場合を除く。）に供してはならない。

(売買物件の賃貸等の制限)

第13条 買受人は、この契約の締結の日から起算して10年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により売払人の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 買受人は、売買物件を売払人の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、前2条その他の本契約に定める買受人の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(売買物件の譲渡の制限)

第14条 買受人は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により売払人の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 買受人は、指定期間内に売買物件を売払人の承認に基づいて第三者に所有権移転を行う場合は、第11条及び第12条その他の本契約に定める買受人の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(実地調査等)

第15条 売払人は、指定期間内にこの契約に規定する買受人の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、買受人は売払人の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

(違約金)

第16条 買受人は、第11条から第14条までの条件に違反した場合には、違約金として売払人に対して売買代金の100分の30に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

2 買受人は、買受人（自社の役員など実質に営業に関与しているものを含む。）が暴力団員による不当な行為等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）又は次の1に該当することが判明した場合は、違約金として売払人に対して売買代金の100分の30に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

- (1) 暴力団等でなくなった日から5年を経過していない者
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用していると認められる者
- (3) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる者

(6) 暴力団等又は全各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて町有財産の譲渡を受けると認められる者

- 3 買受人は、前条の義務に違反した場合には、違約金として売払人に対して売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。
- 4 前3項の違約金は、違約罰であり、第23条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(契約の解除)

- 第17条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、催告その他何らの手続きを用いなくて、この契約を解除することができる。
- 2 売払人は、買受人（自社の役員など実質に営業に参与しているものを含む。）が暴力団等である場合又は前条第2項各号の1に該当する場合は、催告その他何らの手続きを用いなくて、この契約を解除することができる。
 - 3 買受人は、前2項による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を売払人に請求することができない。
 - 4 買受人は、本契約に定めるもののほか、自己都合による契約解除はできないものとする。

(買戻し特約及び特約登記)

- 第18条 売払人は、買受人が第11条から第14条までに定める義務を履行しないとき又は契約に関して買受人が売払人に提出した書類に虚偽の記載があったときは、買受人が支払った売買代金を返還することにより、売買物件を買戻すことができるものとする。ただし、その売買代金には利息は付さない。
- 2 前項の規定により売買物件を買戻すことができる期間は、第13条第1項に定める指定期間とする。
 - 3 買受人は、売払人が売買物件に前2項に定める買戻しの特約事項を登記することを承諾するものとし、その登記に必要な書類を売払人に提出しなければならない。
 - 4 特約事項の登記は売払人において行い、その費用は買受人の負担とする。

(買戻権の行使)

- 第19条 売払人が前条第1項に定める買戻権を行使したとき、所有権移転に係る登記は売払人が行うものとする。この場合において、買受人は売払人の指定する期日までにその登記に必要な書類を売払人に提出しなければならない。また、その登記に必要な費用は買受人の負担とする。
- 2 売払人は、前項の所有権移転登記が完了した後、買受人の請求により、買受人に売買代金の返還を行うものとする。
 - 3 売払人は、買戻権を行使するときは、買受人の負担した契約に要した費用は返還しない。
 - 4 売払人は、買戻権を行使するときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還又は返還しない。

(返還金)

第 20 条 売払人又は買受人がこの契約を解除したとき、売払人は、既に買受人が支払った売買代金（契約保証金（第 4 条第 5 項の規定により契約保証金の充当が既になされたときは、その相当額。以下本条において同じ。）を除く）があるときは、それを買受人に返還する。

2 売払人又は買受人がこの契約を解除したときは、売払人は、買受人が支払った契約保証金は違約金として売払人に帰属する。ただし、次の各号の 1 に該当するときは、契約保証金を買受人に返還するものとする。

(1) 売払人の責めに帰する事由により契約を解除するとき。

(2) 第 8 条第 1 項の規定により契約を解除するとき。

3 前 2 項による返還金には利息を付さない。

4 売払人又は買受人がこの契約を解除したとき、売払人は、買受人が負担した契約費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還しない。

5 契約を解除により、買受人に損害があった場合でも、買受人は売払人にその賠償を請求することができない。

6 第 2 項の違約金は、違約罰であり、第 23 条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(返還金の相殺)

第 21 条 売払人は、第 19 条第 2 項及び前条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第 16 条に定める違約金及び第 23 条に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、これを返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(原状回復)

第 22 条 売払人又は買受人が売買物件の引渡し後にこの契約を解除したとき並びに売払人が第 18 条第 1 項の規定により買戻権を行使したとき、買受人は、売払人の指示するところにより、売買物件を自らの負担で引渡し時の状態に回復したうえで、売払人に返還しなければならない。ただし、売買物件を引渡し時の状態に回復することが適当でないと売払人が認めるときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第 23 条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(公租公課等の負担)

第 25 条 売買物件の引渡し後に発生した公租公課等は、買受人の負担とする。

(法令等の遵守)

第 26 条 買受人は、売買物件を利用するにあたっては、当該売買物件に係る法令等の規制を遵守しなければならない。

(相隣関係等)

第 27 条 買受人は、売買物件の引渡し以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するとともに、万一紛争が生じたときは、全て買主の負担と責任において解決しなければならない。

(管轄裁判所)

第 28 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売払人の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 29 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売払人買受人協議のうえこれを決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、売払人買受人両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売払人 滋賀県犬上郡甲良町在士 3 5 3 番地 1
甲良町
甲良町長 寺本 純二

買受人

物件の表示

【土地】

所 在	地番	地積 (㎡)	地目	備考
犬上郡甲良町大字呉竹字横田	2 1 2 番 7	129.53	宅地	
同上	2 1 2 番 8	130.98	宅地	

【建物】

所 在	構造	延床面積 (㎡)	家屋番号	備考
犬上郡甲良町大字呉竹字横田 2 0 6 番地7	鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建	67.54	2 0 6 番 7	未登記建物有
犬上郡甲良町大字呉竹字横田 2 0 6 番地8	鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建	67.54	2 0 6 番 8	未登記建物有

17. 誓約書（案）

誓 約 書

甲良町長 寺本 純二 様

私は、甲良町有財産である土地・建物の譲り受けに際し、次のことを誓約します。

1. 今後、土地・建物の変更については、都市計画法、建築基準法等関係法令を遵守します。
2. 譲り受けた土地・建物の活用に際しては、周辺の住環境の保全に十分配慮するとともに、3年以内に住宅の用に供します。
3. 譲り受けた土地・建物の適正な維持管理を行います。
4. 町の承認を得て、第三者に所有権移転する場合や第三者へ賃貸等を行う場合、当該第三者に前記の誓約内容を遵守させる契約とします。

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

印

18. 令和8年度一般競争入札公告

甲良町公告第18号

一般競争入札公告

下記について一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年5月15日

甲良町長 寺本 純二

1. 概要等

(1) 件名 令和8年度 第1回 町有財産売払入札

(2) 物件概要

物件番号	不動産の種類	物件所在地	公簿面積/ 建物面積 (㎡)	登記地目/ 建物種別	予定価格(円)
1	旧 改良住宅 横田団地 9号及び10号				
	土地	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹 206 番 7	129.53	宅地	10,000
		滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹 206 番 8	130.98	宅地	
		合 計	260.51	—	
	建物	滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹 206 番地 7	67.54	鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建	
		滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹 206 番地 8	67.54	鉄筋コンクリート造スレート葺 2階建	
		合 計	135.08	—	

※売買代金のうち、土地と建物の按分率は土地100%、建物0%

(3) その他

- ア. 売却物件は、建物（未登記家屋含む）、樹木、管理用柵、残置物その他の建物内外の従属物を含んだ現状有姿のままの売却する。
- イ. 売買契約締結後、実測を行った場合で、公簿上の面積表示に比し増減があったときでも、町に対し異議を申し立てることができない。
- ウ. 物件詳細については別添「物件調書」のとおりであるが、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料であるため、現地及び諸規制等について調査確認を行うものとする。
- エ. 落札後の売買契約及び所有権移転登記は入札参加申込を行った名義でのみ行う。ただし、2名以上の連名により参加申し込みを行った場合のみ、当該連名により行うものとする。
- オ. 所有権移転登記は、売買代金の支払完了後、落札者の費用により町が囑託する。
- カ. 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象の入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当してはならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア. 町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が町と契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により町が実施する監督又は検査に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなく町との契約を履行しなかった者
 - カ. 前記ア. からオ. までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)(以下これらを「暴力団等」という。)又は次のいずれかに該当する者(法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。)
 - ア. 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - イ. 入札に付する町有財産を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - ウ. 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - エ. 暴力団員と生計を同一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - オ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - カ. 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - キ. 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ク. 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ケ. 暴力団等又は前記ア. からク. までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 前記(1)又は(2)に該当する者の依頼を受けて、入札に参加しようとする者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等に該当する者
- (6) 住所地又は所在地の都道府県税を滞納している者
- (7) 住所地又は所在地の市区町村税を滞納している者
- (8) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する町の職員

3. 入札参加申請

入札参加を希望する者は、次により入札参加資格審査請求を行うとともに、入札への参加を申し込むものとする。

(1) 提出期間、提出場所及び方法等

- ア. 期 間 令和8年5月15日(金)から令和8年6月5日(金)まで必着
ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- イ. 提出方法 持参又は郵送
ただし、ただし、郵送の場合、書留郵便・簡易書留郵便・レターパックプラスによる郵送に限る。
- ウ. 提出場所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 甲良町総務課
- エ. 提出書類 ① 入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書(様式第1号)
② 誓約書(様式第2号)
③ 印鑑証明書
④ 住民票抄本(個人の場合のみ)
⑤ 登記事項証明書(法人の場合のみ)
⑥ 役員一覧(様式第3号)(法人の場合のみ)
⑦ 住所地又は所在地の都道府県税に関し未納がないことを証する納税証明書
⑧ 住所地又は所在地の市区町村税に関し未納がないことを証する納税証明書
- オ. 提出場所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 甲良町総務課

(2) 留意事項

- ア. 共有名義で申し込む場合、入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)以外の添付書類は共有者全員分を提出すること。また、様式第1号の申込者欄に記載された者が入札参加者となるため、他者が入札を行う場合、委任状(様式第8号)を提出すること。
- イ. 各種証明書発行等の費用は、入札参加申込者の負担とする。
- ウ. 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を受理しない。
① 申込受付期間を過ぎてから提出又は郵送されたもの
② 提出書類に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの
- エ. 同一個人(共有の場合はその構成員)又はその3親等以内の親族が同一物件に重複する参加はできない。また、法人が参加する場合で、その役員が個人として参加することはできない。
- オ. 入札参加申込者に関わる情報等の問い合わせには一切回答しない。
- カ. 入札参加申込後、入札参加を辞退する場合は、入札当日までに書面で「入札参加辞退届(様式第4号)」を提出すること。

4. 入札参加資格審査等

- (1) 入札参加申込書の提出があった者を審査し、対象の競争入札に参加できる者(以下「入札参加者」という。)を選定する。

- (2) 審査の結果は入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）を速達郵便又はレターパックで送付することにより通知する。この場合、この通知書内で、入札参加資格が「無」と記されていた場合は入札に参加できない。

5. 書類等の配布

- (1) 様式類及び説明資料等は、甲良町ホームページに掲載するほか、下記の場所に於いて配布する。

甲良町役場 2階 総務課執務室	甲良町大字在士 353 番地 1
呉竹地域総合センター 窓口	甲良町大字呉竹 168 番地
長寺地域総合センター 窓口	甲良町大字長寺 507 番地

6. 現地見学会の実施

現地見学会を次のとおり実施する。

- (1) 実施日時 令和8年5月20日（水）から令和8年6月3日（水）まで
いずれも午前9時から午後4時30分までの間で甲良町が指定する時間
- (2) 実施場所 物件所在地
- (3) 現地見学会への参加申込
ア. 申込期限 令和8年6月2日（火）午後5時まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
イ. 申込方法 持参又は電子メールへの添付により、現地見学会参加申込書（様式第5号）に必要事項を記入のうえ、甲良町総務課へ提出
メールアドレス：somuka@town.koura.lg.jp
- (4) 日時の指定 希望日時と空き状況を確認のうえ、現地見学会への参加申込者に対し、電話により現地見学会の日時を連絡する
- (5) 注意事項
ア. 現地見学会については、入札参加申込書の提出前でも参加可。
イ. 現地見学会への参加は、1グループ3名までとする。
ウ. 見学時間は概ね30分程度とする。
エ. 電子メールによる申込みの場合、送信後に電話で受信確認をすること。
オ. 現地見学会に参加しなくても入札参加は可能だが、現地見学会に参加しない場合は、必ず入札参加前に現地及び近隣の状況を確認すること。

7. 質問及び回答

物件等に関する質問及び回答は次のとおり行う。

- (1) 質問方法
ア. 受付期間 令和8年5月15日（金）から令和8年6月1日（月）まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
イ. 申込方法 持参又は電子メールへの添付により、質問書（様式第6号）に必要事項を記入のうえ、甲良町総務課へ提出
メールアドレス：somuka@town.koura.lg.jp

ウ. 備考 売却物件に関するに対する疑問点については、口頭、電話、郵送、FAX など、指定様式又は指定方法以外の質問は受け付けません。

(2) 質問に対する回答

ア. 回答期日 令和8年6月3日(水)午後1時

イ. 回答方法 町ホームページ上の資料掲載と同じページに掲載

(3) 備考

ア. 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある質問には回答しない。

イ. 回答の公表をもって、本公告及び資料が修正され、又は追加されたものとして取り扱うものとする。

ウ. 物件に関すること以外の、入札制度に関する疑問等については甲良町総務課(0749-38-3311)まで問合せること。

8. 入札執行の日時、場所

入札は、次に掲げる日時及び場所において行うものとし、入札参加者は、本公告、物件調書、町有財産売買契約書(案)の各条項、及び甲良町財務規則並びに指示事項並びに売買物件の法令上の規制を全て承知したうえで入札するものとする。

(1) 入札日時 令和8年6月22日(月) 午前10時00分から

(2) 入札場所

滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1

甲良町役場 2階 会議室

(3) 入札の方法

ア. 入札は、入札書(様式第9号)により行う。

イ. 入札参加者が代理人により入札するときは、代理人は、入札前に委任状(様式第8号)を提出しなければならない。

ウ. 郵送による入札は認めない。

エ. 入札参加者が1人の場合であっても入札を執行する。

オ. 入札場所への入場は、入札参加者ごとに1名に限る。

カ. 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、町は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

9. 入札保証金

入札保証金の納入は、これを要しない。

10. 入札書の作成

入札書は、次により作成しなければならない。

(1) 入札書は所定の様式(様式第9号)により作成し、入札金額、入札参加者(代理人により入札する場合にあっては、入札参加者及び代理人)の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名)その他所定の事項を記入のうえ、入札参加

者本人が入札する場合は本人の印を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。

- (2) 入札金額はアラビア数字(0, 1, 2, 3・・・)を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。
- (3) 入札に参加した者(以下「入札者」という。)は、いかなる理由があっても、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 委任状を提出していない代理人の入札
- (3) 入札者又は代理人が1人で2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした場合のその全部の入札
- (4) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (5) 入札保証金を納付していない入札又は入札額が入札保証金の10倍を超える入札
- (6) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- (7) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (8) 所定の入札書によらない入札
- (9) 事前に公表した予定価格(最低売却価格)を下回る価格の入札
- (10) 指定の時刻までに投函しなかった入札
- (11) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (12) 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない者又は入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) その他本入札に係る公告記載条件に違反した入札

12. 開札及び落札者の決定

- (1) 入札の開札は、入札会場において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- (2) 落札者の決定は、次に掲げる方法による。
 - ア. 有効な入札を行った入札参加者のうち、入札書に記載された金額が、町が定める予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ. 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできないものとする。
 - ウ. 落札額は、入札書の「入札金額」欄に記載された金額をもって行い、当該額をもって売買代金とするものとする。
- (3) 結果の公表
 - ア. 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名(法人の場合は名称)及び落札価格をその場で入札者に知らせるものとする。
 - イ. 入札結果について、落札額を含む参加者全員の入札額及び落札者名(法人の場合は名称、個人の場合は仮称)を町ホームページで公表する。
- (4) 予定価格(最低売却価格)を事前に公表しているため、入札回数は1回とする。

13. 契約

- (1) 落札者は、売買物件の落札決定の日の翌日から起算して10日以内に町有財産売買契約書2部を作成し町に提出するものとする。この場合、次の点に留意して作成すること。
 - ア. 契約は、町と落札者の間でしか行わない。ただし、共有名義で参加申請をした場合、契約は町と共有者全員との間で行うものとするため、共有者それぞれの持ち分を契約締結までに決定しておくこと
 - イ. 契約書には、印鑑証明書に記載のものと同一の印鑑を押印すること。
 - ウ. 契約書2部のうち1部（甲良町保管用）に貼付する印紙は落札者が負担すること。
- (2) 落札者が、売買物件の落札決定の日の翌日から起算して10日以内に町有財産売買契約書を提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うものとする。ただし、町が提出できないことに同意した場合はこの限りではない。
- (3) 町は、落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途又は風俗営業等の用途に使用するおそれがあるときは、契約を締結しないことができる。
- (4) 落札者は売買契約締結に合わせ、売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を契約保証金として納付するものとする。
- (5) 落札者が個人である場合、契約書の提出と合わせ、次の文書を契約担当者に提出しなければならない。
 - ア. 身分証明書
 - イ. 登記されていないことの証明書

14. 契約の条件

契約に際しては、次の条件を付すものとする。

- (1) 危険負担
 - ア. この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、町の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとする。
 - イ. 落札者は、売買物件の引渡し後において売買物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、町に対して当該汚染の浄化費用その他落札者が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。
- (2) 相隣関係等
売買物件について越境物が存在する場合その他の境界に係る問題は、落札者が隣接土地所有者と協議を行い、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。この場合において、落札者は町に対し損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできないものとし、町は紛争について関与しない。
- (3) 契約不適合
 - ア. 落札者は、売買契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売

買契約締結の日から2年間は、町は協議に応じるものとする。なお、町の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

イ. 落札者は、次の各号を承知の上、売買物件を買い受けるものとする。

- ① 町は、売買物件の土地の土壤汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査を実施していないこと。
- ② 町は、売買物件の建物のアスベスト（石綿）の調査はしていないこと。
- ③ 売買物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分、ゴミ、ガラその他埋設物があった場合において、撤去及び処分等が必要なときは、落札者の負担となること。
- ④ 売買物件の地盤、土壤汚染、及び地中埋設物に関して工事等が必要な場合、落札者の負担となること。

(4) 用途の制限

ア. 落札者は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会团体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

イ. 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。

ウ. 落札者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

エ. 落札者は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してア. からウ. の定め反する使用をさせてはならない。

(5) 賃貸等の制限

ア. 落札者は、売買物件の売買契約締結の日から起算して10年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により町の書面による承認を得たときはこの限りでない。

イ. 落札者は、売買物件を町の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、上記（1）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(6) 所有権移転の制限

ア. 落札者は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内にやむを得ない事由により町の書面による承認を得たときはこの限りでない。

イ. 落札者は、指定期間内に売買物件を町の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、上記ア. に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(7) 落札者は、所有権移転の日から3年以内に、落札者の負担により既存建物を改修又は既存建物の解体及び新たな建物を新築すること。

(8) 実地調査

上記（４）から（７）について、町が必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し落札者は協力しなければならない。

（９）違約金

上記（４）から（７）の条件に違反した場合は、売買価格の３割に相当する金額を、（８）の義務に違反した場合は、売買価格の１割に相当する金額を違約金として町に支払わなくてはならない。

（１０）買戻特約

落札者が契約条件に違反した場合等に契約を解除し、町から売買価格から所要額を差し引いた額を還付することで、町が売買物件を買い戻す特約を付すものとする。

15. 売買代金の納付及び契約保証金

- （１）落札者は契約締結後、町が発行する納入通知書により、指定期日までに、売買代金を全額納付しなければならない。この場合において、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとする。
- （２）落札者が契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として町に帰属するものとする。
- （３）契約保証金には、利子を付けない。

16. 所有権の移転等

- （１）落札物件の所有権移転は、売買代金の支払いが完了したときに移転し、町は現状有姿のまま引き渡すものとする。
- （２）落札者は、落札物件の所有権を町から所有権移転登記する前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。
- （３）落札物件の所有権移転登記に要する登録免許税、売買代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。ただし、落札物件の所有権移転登記に要する登録免許税が非課税となる場合は、落札者が自ら申し出、かつ、非課税証明書を準備するものとする。

17. その他

- （１）入札者は、本公告に規定するもののほか、地方自治法及び同法施行令並びに甲良町財務規則その他町の例規並びに入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。
- （２）落札物件に建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法、県・町の条例等により、指導等がなされる場合があるため、必要に応じ関係機関に確認すること。
- （３）この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （４）入札及び契約手続に係る働きかけ行為があった場合は、甲良町入札及び契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱（平成２３年訓令第５号）第４条の規定による措置をとるものとする。